

令和5年7月1日以降の雇用調整助成金について

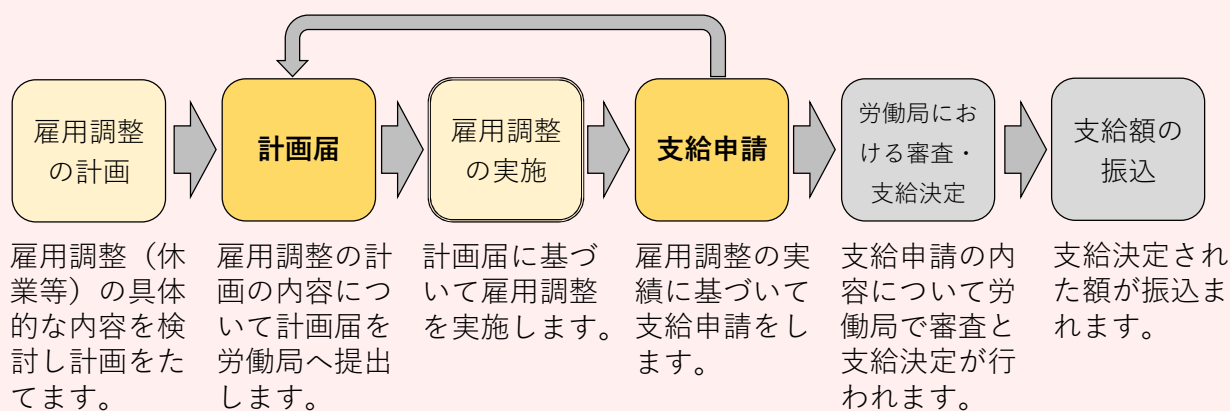
判定基礎期間の初日が令和5年7月1日以降の申請について、雇用調整助成金の取扱いは次のとおりとなります。

1. 計画届の事前提出が必要となります。

令和5年7月1日以降が判定基礎期間の初日である申請については、従前（コロナ前）のとおりに、各支給対象期間における**休業等実施の初日の前日までに**休業等実施計画届の提出が必要となります。（提出先の労働局若しくはハローワークへ必着。）。

【支給対象期間（*）ごとに計画届と支給申請を行う】

* 支給対象期間は、1つの判定基礎期間、又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間のいずれかを事業主が毎回の届出ごとに選択することが可能です。



※事前に計画届の提出の無かった休業等については、本助成金の支給対象になりません。

※初回提出の場合、計画届はなるべく休業等実施の2週間前までにご提出をお願いいたします。

※休業等の予定が計画届の内容から変更になった場合について、休業日が増えた場合は休業実施日前までに事前に変更届を提出してください。計画の範囲内で休業日が減少した場合、変更届は必要ありません。なお、教育訓練の場合は増減にかかわらず変更届の提出が必要です。

2. 残業相殺を行います。

判定基礎期間の初日が令和5年7月1日以降の場合は、従前（コロナ前）と同様に残業相殺（*）を行います。

* 判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと

このリーフレットの記載内容や受給手続き等の詳細については、雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください。（上記については13～24頁に記載）

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

ガイドブック

